



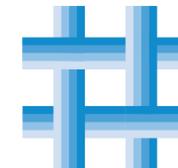
資料

スマホ（SNS、ゲーム、インターネット） との上手な付き合い方

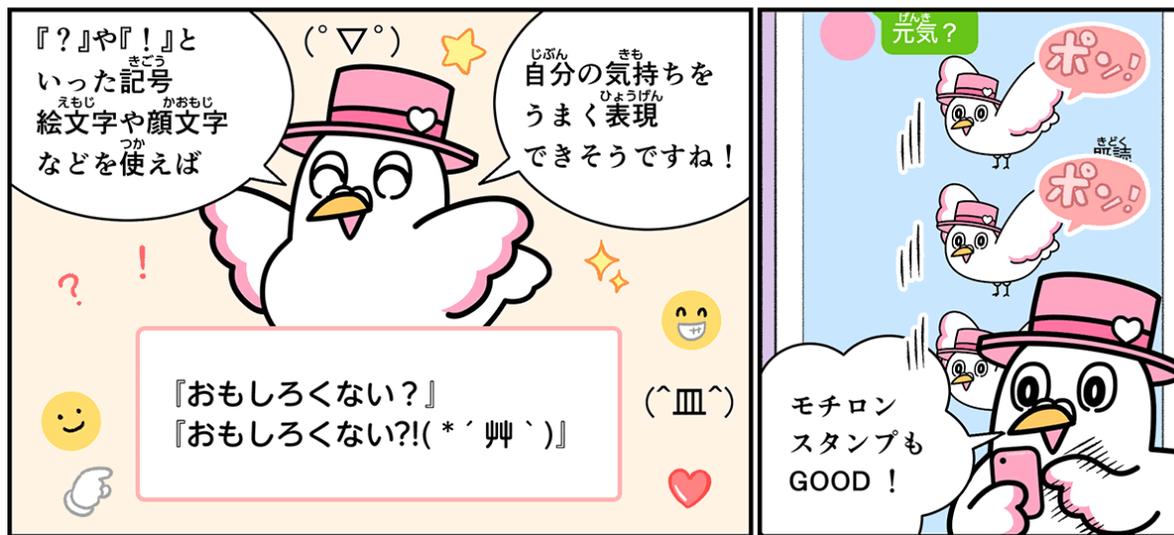
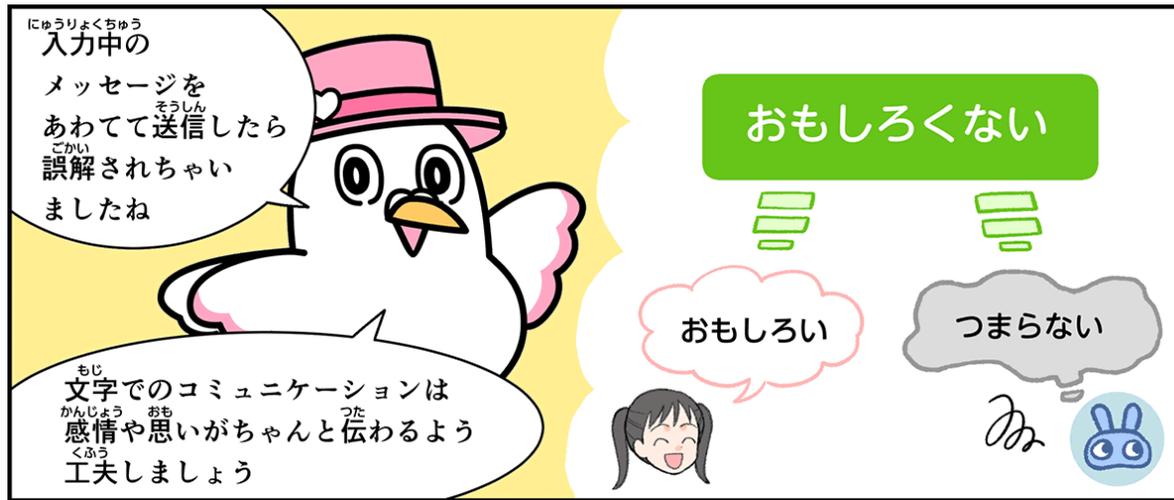
サブテーマ①「ネット上のいじめ・誹謗中傷」

令和7年7月27日

神奈川県福祉子どもみらい局青少年課



1 ネット上のいじめ（ケース1）



1 ネット上のいじめ

「いじめ」とは……

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」



学校のお友達や知り合いが、
傷つく言葉を言ったり、
無視や仲間はずれにしたり
または、たたくなど暴力をしたりして、
その子が苦しい思いをしていることを、
「いじめ」と言うよ

1 ネット上のいじめ（グループLINEの特性）

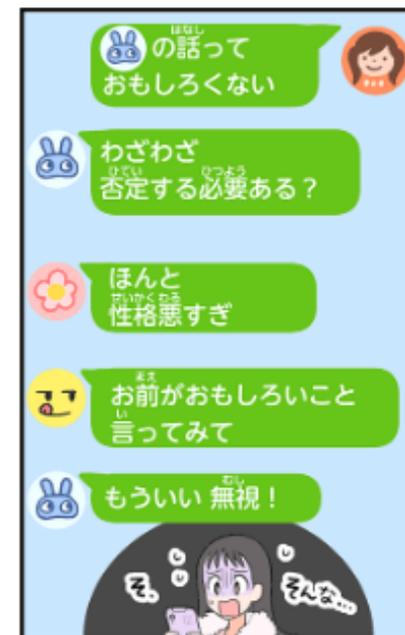
＼ もっと詳しく ／

グループトークに起因する“いじめ”も、パターンはさまざま

スマホやSNSの普及で新たな問題となったのが、いわゆる“SNSいじめ”。これまでの、1人の子を多数で追い詰める、発言を無視する、いじめ・嫌がらせのネタとなる写真や動画を共有する、グループから外す（または新たなグループを作り会話を移動）などに加え、「ステメ※」を悪用した嫌がらせも全国で起きています。

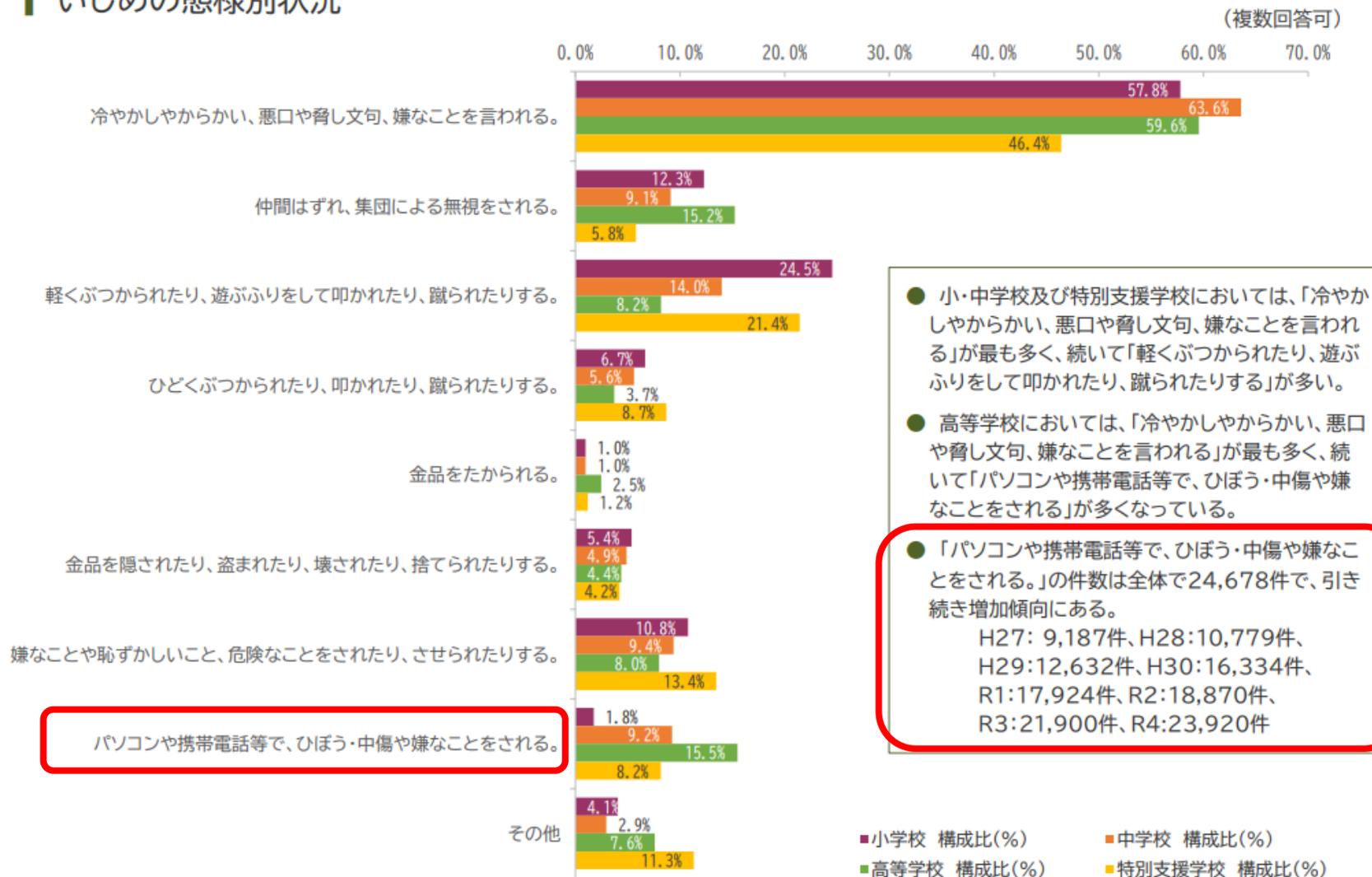
メンバー以外は読むことができないグループトーク、誰宛てかを一切書かない悪口ステメ※、いずれも人目につきにくく発見が遅れがち。身近な大人が日々の様子や会話から変化・違和感を察することが早期発見・解決の鍵。また、こども自身も気になる画面をスクリーンショットなどに残して保護者や先生に相談しましょう。

※ステータスメッセージの略で、メッセージアプリのプロフィール欄に書ける一言メッセージのこと。ステメを使ったいじめやトラブルが増えている。



1 ネット上のいじめ

いじめの態様別状況



1 ネット上のいじめ

SNSいじめで中3自殺 両親が門真市と同級生11人を提訴

08月05日 16時58分

#20001
現在、このビデオはご利用いただけません。

大阪・門真市の中学3年生の男子生徒が、おとし（令和4年）自殺したのは、SNSなどでの同級生からのいじめと、担任がいじめに適切に対応しなかったことが原因だとして、生徒の両親が門真市と同級生11人に損害賠償を求め、訴えを大阪地方裁判所に起こし

ました。

訴えを起こしたのは、門真市の中学校に通い、おとし2月に自宅で亡くなった、当時3年生の男子生徒の両親です。

訴えによりますと、男子生徒は所属していたバスケットボール部で、仲間はずれにされたり、生徒のインスタグラムに同級生から「しんてみてーや」などと書き込まれたりするいじめを1年生の時から繰り返し受け、亡くなる直前には適応障害になっていたとみられるということです。

生徒や母親は、3年生の時、当時の担任にいじめを受けていることを訴えていましたが、担任は「ほかの生徒から避けられているようにみえない」などとして適切に対応しなかったと主張しています。

生徒の両親は、同級生からのいじめや担任の不適切な対応が原因で生徒が亡くなったとして、門真市と同級生11人に対して、5日、損害賠償を求める訴えを起こしました。提訴のあと生徒の母親が会見を開き、「いじめは犯罪で、加害生徒の行為は罪の意識のかけらもなく卑劣極まりないものです。私たち遺族や、いまでも忘れず会いに来てくれる息子の友人たちは加害生徒を絶対に許しません」と話していました。

男子生徒のいじめをめぐっては、門真市の教育委員会が設置した審議会が調査を行い、去年12月、インスタグラムの書き込みなど、62件がいじめにあると認定し自殺との関連を認めています。

SNSいじめで自殺した被害者の両親から
市と同級生が訴えられたニュース

1 ネット上のいじめ

相談窓口一覧 (いじめ)

ご相談につきまして、こちらをご覧ください

相談窓口名称・ホームページ	電話番号	開設時間	備考 (特徴など)
神奈川県立総合教育センター (電話相談) 24時間子どもSOSダイヤル	0120-0-78310	24時間 365日	おおむね3歳から18歳までが対象 いじめに関する電話相談
神奈川県弁護士会 関内法律相談センター 子どもの人権相談	045-211-7703 予約受付 月曜から金曜 9時30分から16時30分 (20分以内)	045-211-7700 面接相談 (予約制) 木曜日 13時15分から16時15分まで (45分以内 3回まで無料)	いじめ、体罰、虐待、退学、非行、少年事件などの相談ができます
神奈川県警察 少年相談・保護センター ユーステレホンコーナー	0120-45-7867 045-641-0045	平日 8時30分から17時15分まで ※土曜・日曜・祝日・年末年始を除く	20歳未満が対象 専門の相談員が非行、いじめ、犯罪被害等の相談を受け立ち直りを支援
人権・子どもホットライン (神奈川県総合療育相談センター)	0466-84-1616	毎日 9時から20時まで	子ども専用の電話相談窓口 (18歳未満の子どもを対象・虐待通報なら大人も可)
子どもの人権110番 (法務省人権擁護局・横浜地方 法務局)	0120-007-110	土曜・日曜・祝日を除く 8時30分から17時15分まで	いじめ、体罰、児童虐待などの子どもの人権に関する相談 ※インターネット相談あり



中高生SNS相談@かながわ

- 神奈川県内のすべての中学生・高校生を対象にSNSを活用した相談窓口を開設し、様々な悩みやいじめ等の相談に対応します。(所属：[総合教育センター](#))
(対象者を限定するアカウントです)



いのちのほっとライン@かながわ

- 「生きるのがつらい」等のごころの健康に関する相談に広く対応する相談事業を実施します。
(外部委託) (所属：[がん・疾病対策課](#))



かながわ子ども・若者総合相談LINE

- 働きたいけれど、どうすればいいかわからない、人間関係で悩んでいるなど、さまざまな相談をお受けします。(外部委託) (所属：[青少年課](#))



出典：神奈川県ホームページ

2 ネット上の誹謗中傷 (ケース2)



2 ネット上の誹謗中傷

「誹謗中傷」とは……

悪口や根拠のない嘘等を言って、他人を傷つけたりする行為です。インターネット上で誹謗中傷の書き込みをすれば、内容によって名誉毀損罪や侮辱罪等の刑事責任を問われる場合があります。

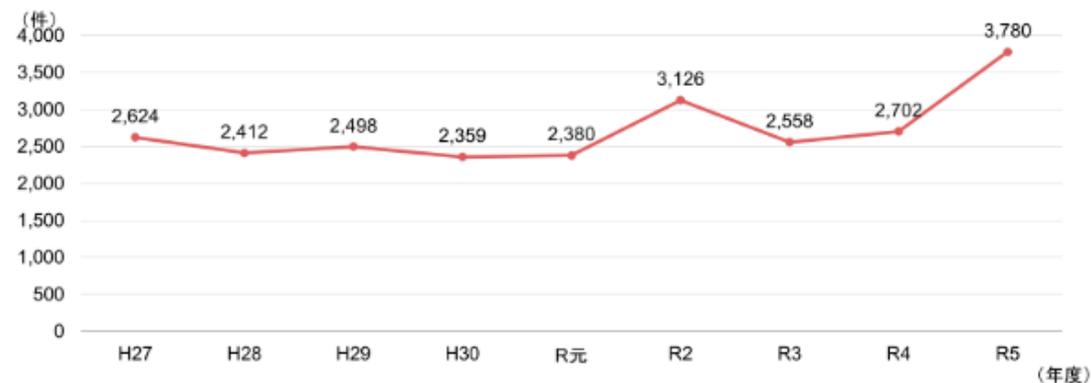


掲示板やSNS等で誹謗中傷されたら、掲載されたサイトやSNSのページを印字し、当該サイトの名称、URL、書き込み者、書き込み日時、内容等を記録してください。警察や関係機関との相談に必要となります。

2 ネット上の誹謗中傷

＼ 状況をみてみよう ／

違法・有害情報相談センターにおける「相談者の名誉や会社の信用を貶めるような情報（誹謗中傷など）」の相談件数



※H27年度については、集計項目の見直しを行ったが、集計の基となる相談フォームのシステムが未改修のため、相談員が利用者の相談から類推し、集計したもの

※相談者の属性は、青少年に限らない

(出所) 総務省「令和5年度インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負業務報告書」より作成

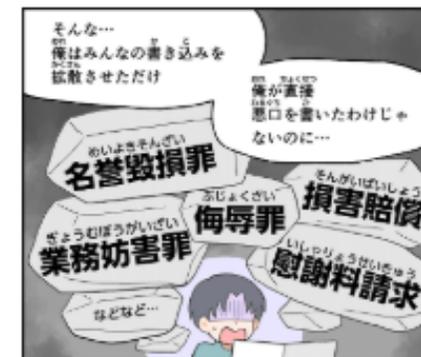
2 ネット上の誹謗中傷

＼ もっと詳しく ／

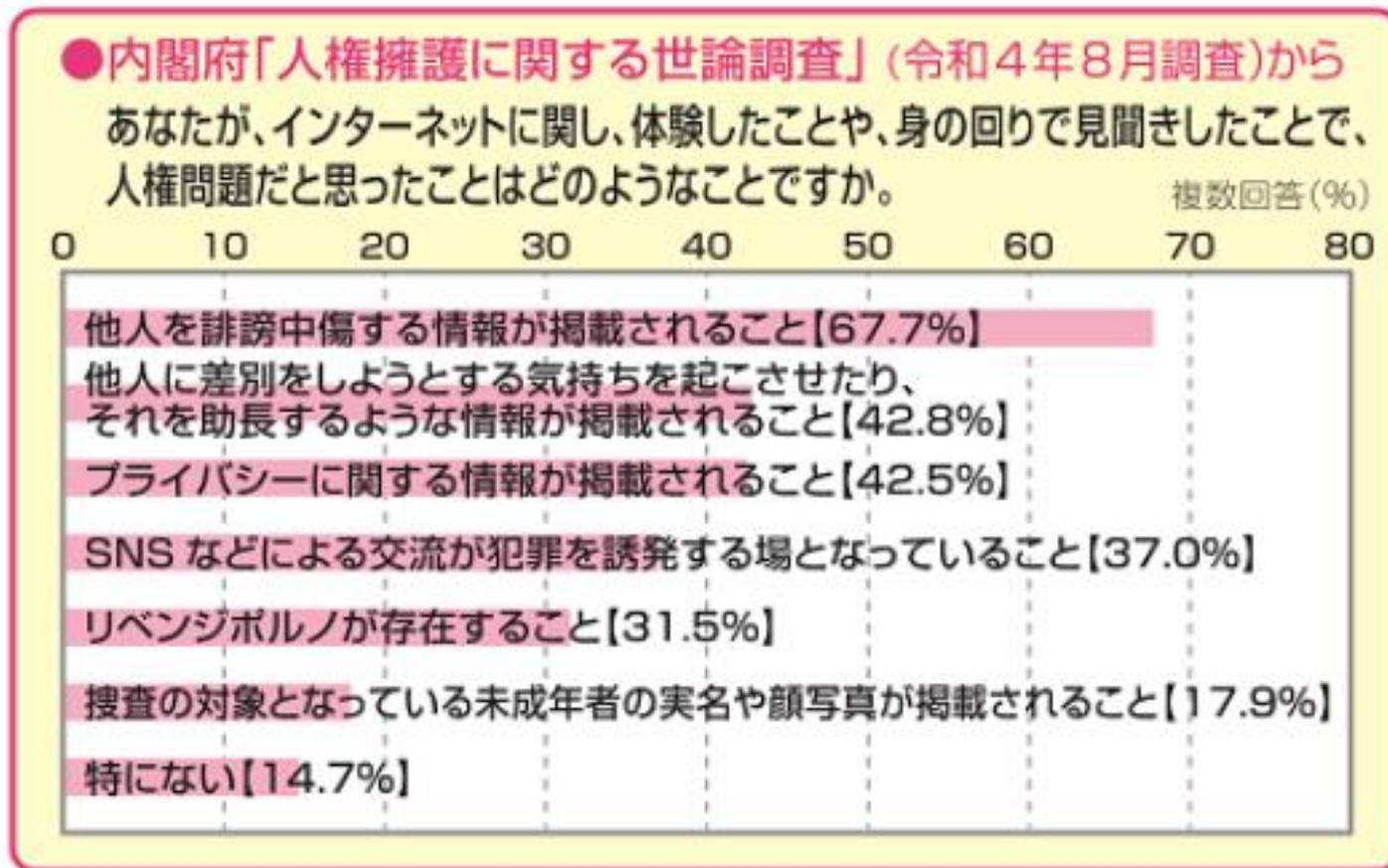
「目立つ存在なんだから仕方がない」という主張は通用しない

SNS上で、悪意を感じる投稿を見かけることがあります。中には「正義感からやったこと」と主張する人もいますが、**“立場”や“事実かどうか”を問わず、人格を否定または攻撃するような投稿は正義ではありません。**

近年、動画投稿者・配信者やインフルエンサー、事件・事故の関係者ほか、『有名な人』と感じる範囲が広がると共に、主体的に投稿する人以外の“安易に再投稿・拡散する人”も増えています。たくさんの悪口が集まれば、集団攻撃となり人を酷く傷つけます。たとえ相手がどんな人であっても、単に再投稿しただけであっても、**民事上・刑事上（損害賠償請求、名誉毀損罪や侮辱罪による懲役刑や罰金刑など）の責任を問われる可能性があります。**このことを肝に銘じて、法律や利用規約などのルールやモラルを意識した、正しい利用を心がけましょう。



2 ネット上の誹謗中傷



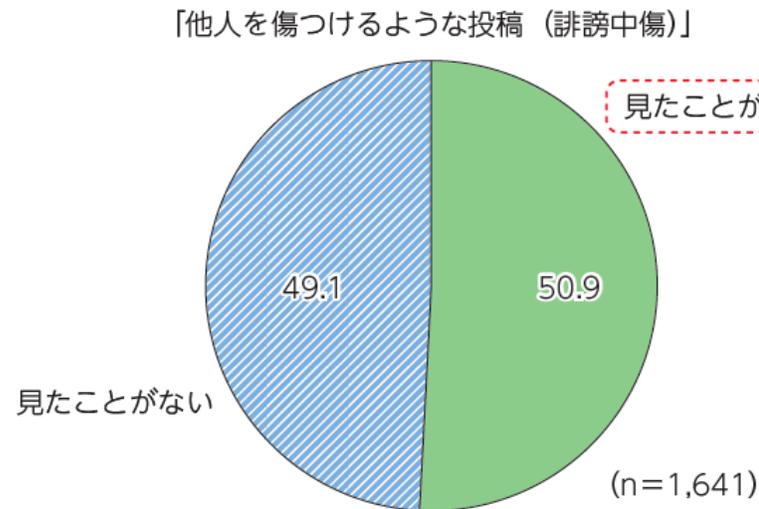
内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年8月調査)から：
インターネットに関する人権問題

2 ネット上の誹謗中傷

図表 2-3-1-1 SNSユーザーを対象としたアンケート調査（目撃経験）

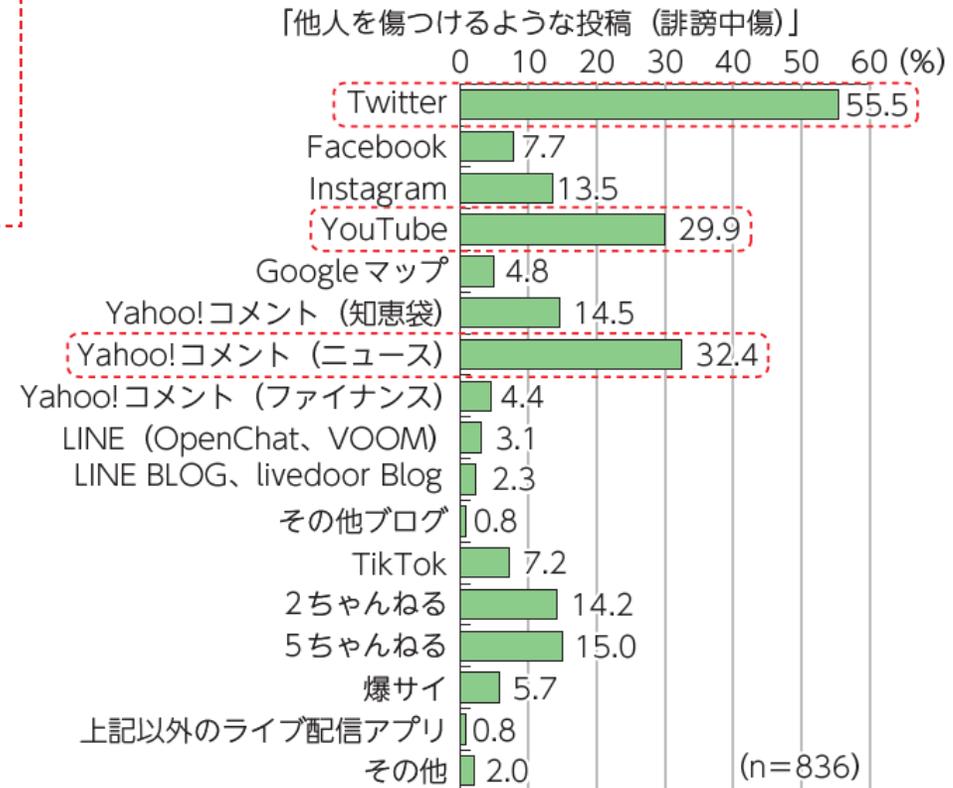
誹謗中傷等に関する投稿の目撃経験

Q あなたはインターネット上で次のような投稿を**見たこと**がありますか。それぞれ「見たことがある」又は「見たことがない」のいずれかでお答えください。(SA)
(自分が対象となった場合を除きます。)



目撃した際のサービス

Q 前問で「見たことがある」と回答した投稿について、どのサービスで見ましたか。(MA)



※過去1年間にいずれかのSNSなどのサービスを利用したと答えた回答者を抽出して集計

Kana

(出典) 総務省プラットフォームサービスに関する研究会 (第40回) 資料2より

出典：総務省ホームページ 令和5年度情報通信白書

2 ネット上の誹謗中傷

ネットで誹謗中傷した理由、2割強「相手が悪い」 加害者は3%未満 調査会社が実態調査

博報堂とマクロミルの合併会社で、市場調査などを手掛けるQO（キューオー）は、インターネットの誹謗中傷に関する実態調査の結果を公表した。誹謗中傷をしたことがあると答えた人は3%に満たない一方、4割近くが見聞きしたと回答。ごく少数が加害者となり、多くの第三者が傍観している実態が浮き彫りになった。専門家は事業者への削除依頼や公的機関の相談窓口の活用といった対処方法と呼び掛けている。

調査は今年9月26日から30日までインターネットで実施し、全国の18歳から69歳までの男女3800人から回答を得た。

特定の人物や団体に対して、誹謗中傷をしたことがあると、加害経験を回答した人は2・8%。人から誹謗中傷をされたと被害者になったことがあると答えたのは9・7%だった。

37・6%が誹謗中傷を見聞きしたことがあるとしたが、そのときの気持ちは「生きづらい、いやな世の中になった」が76・8%と最も高く、「自分も投稿する際は気をつけよう（75・1%）」「面倒くさそうなので関わりたくない（70・4%）」と回答した。一方で、誹謗中傷にいいねや拡散したことがあると答えた人は3・7%、誹謗中傷に賛同するコメントや投稿をしたことがある人は3・4%にとどまった。誹謗中傷に接した第三者は嫌気しながらも傍観している人がほとんどで、ごく一部の加害者の声为他人を傷つけ、社会問題化している現状が鮮明となった。

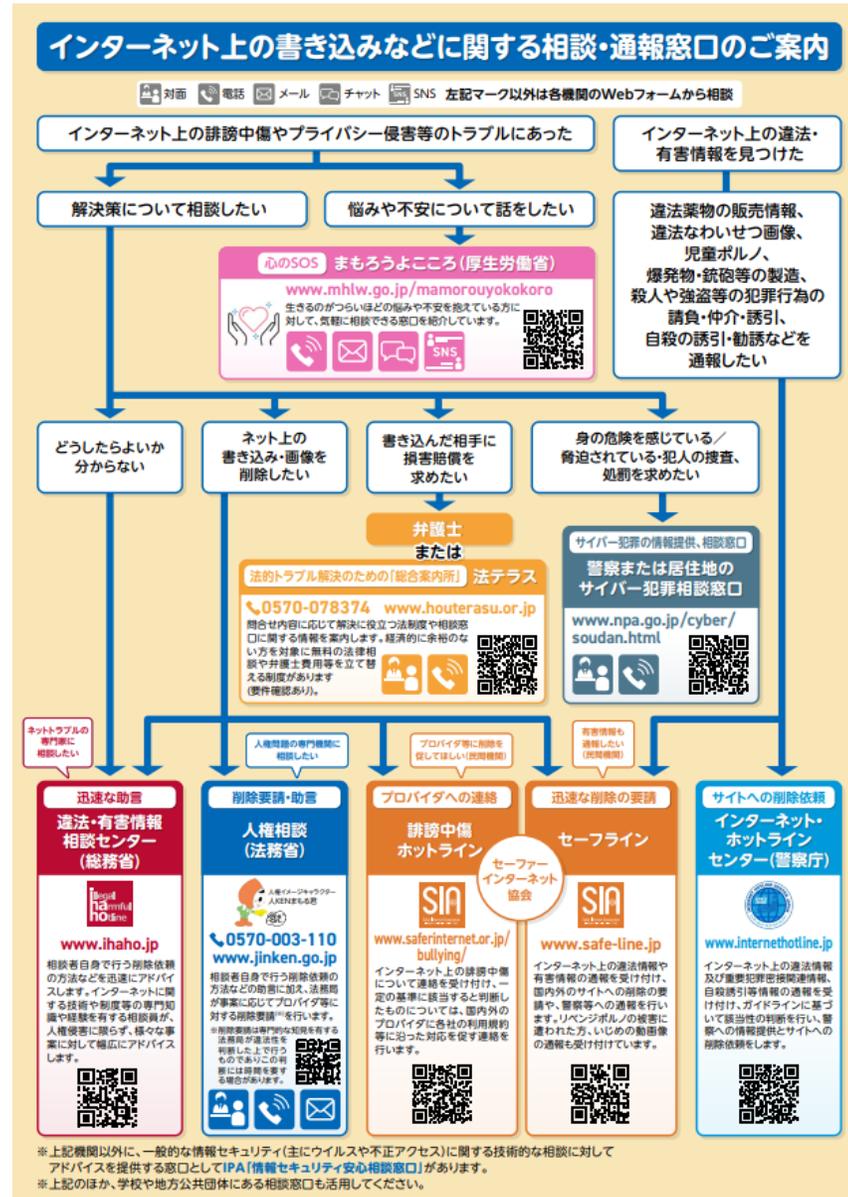
誹謗中傷の理由は「相手が間違っている、悪いと思った」と「腹立たしかった」が23・1%で最も高く、個人的な正義感や一時的な感情で行動している。誹謗中傷の対象は人間関係や芸能人、政治的な意見に対するものから、恋愛やスポーツなど、幅広い範囲に及んだ。

- 4割近くが誹謗中傷を見聞きした
- 誹謗中傷したことがある人は3%未満
- 一方で誹謗中傷した人の23.1%は「相手が悪い」「腹立たしい」と行動

出典：産経新聞ホームページ 2024.12.3

2 ネット上の誹謗中傷

インターネット上の誹謗中傷に関する相談先



ルールを作るときのポイント

- Point1 ▶ 「ルールがトラブルから自分自身を守ってくれる」
ことをきちんと伝える
- Point2 ▶ お互いに納得できるように、話し合っ
て作る
- Point3 ▶ 子供が守れるルールを作る
- Point4 ▶ 具体的なルールを作る
- Point5 ▶ 守れなかったらどうするか決
めておく
- Point6 ▶ トラブルがあったら保護者に
相談するよう決めておく